

令和4年度第2回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 会議録（案）

- 1 日 時 令和4年8月29日（月）午後5時30分から午後7時00分まで
- 2 場 所 ウェブ方式（狛江市防災センター401・402・403 会議室）
- 3 出席者 委員長 大森 颯 副委員長 勝田 和行
委 員 矢野 勝治、星野 美子
伊藤 聡子、浅見 秀雄、森 純一、宗像 秀樹
事務局 福祉政策課長（佐渡 一宏）
福祉政策課係長（小嶋 諒）
福祉政策課主任（菊野 有希子）
福祉政策課 （佐藤 葉月）
- 4 欠席者 委 員 神田 清子、長谷川 千種
- 5 資 料 【資料1－1】関係資料抜粋（狛江市福祉基本条例第5条、第32条、
狛江市福祉基本条例施行規則第21条～第31条、狛江市介護保険条例
第20条～第26条）
【資料1－2】第5次地域福祉計画等策定の概要について
【資料1－3】狛江市第5次地域福祉計画等の策定スケジュールにつ
いて
【資料1－4】第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要
【資料2－1】あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制
度利用促進事業計画進捗管理令和3年度報告書（案）
【資料2－2】委員からのご意見及び対応について
【資料2－3】進捗管理報告書の修正点
【資料3】支援・検討会議の試行実施
【資料4】令和4年度権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携
ネットワーク協議会 全体工程表
【資料5】令和4年度第1回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員
会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会会議録（案）
【資料6】狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼権利擁護支援
地域連携ネットワーク協議会委員名簿

6 議 題 権利擁護小委員会

- (1) 審議 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定について
- (2) 審議 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理
令和3年度報告書（案）について

狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会

- (1) 協議 支援・検討会議の試行実施
- (2) その他 第3回及び第4回委員会兼協議会の開催日程等の変更につ
いて

7 議 事 ○開 会

(委員長)

みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、令和4年度第2回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会にご参加いただきましてありがとうございます。

本日の開催方式ですが、会議室確保の関係ということで、今回もWeb方式での開催とさせていただきます。また、本日は「支援・検討会議の試行実施」を協議会の議題とさせていただいたため、通常より時間を長めに設定させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

議事進行中は、音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。その際、ミュートを解除してからご発言ください。

では定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。

本日、欠席の方ですが、長谷川委員・神田委員より欠席のご連絡が入っております。

他に欠席の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局にてご確認をお願いいたします。

(事務局)

事前に欠席のご連絡がありましたお二人の委員以外に、ご欠席者はいらっしゃいません。

(委員長)

それでは、資料の確認をいたします。事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局)

【資料説明】

なお、資料3については、個人情報を含むため、紙面のみ配布させていただきます。こちらは協議会終了後に回収させていただきます。

資料の説明は以上です。

なお、今回より、資料については、「資料一式」として、資料ごとにファイルを開いていただくお手間を考え、全てのファイルを繋げて通し番号をふることにいたしました。紙面資料についても同様です。

また、「令和4年度第2回狛江市市民福祉推進委員会権利擁護小委員会兼狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会 議事行程表」ですが、こちらにつきましては、今回から「次第」に代わり「議事行程表」として配布させていただきます。会議の目的、議題内容や審議時間の割当など、効率的な会議運営をするために事前に情報を整理したものです。

また、本日の協議会の議題ですが、当初予定しておりました「重層的支援体制整備事業との連携の検討」については、既に令和3年度に狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画を策定しておりますため、その内容の説明とご協力をお願いについて、第3回又は第4回の協議会において、報告事項としてあげさせていただきます。また、「チームに加わるのが想定される関係者向けに SNS 等を活用した情報共有の仕組みの検討及び広報活動の検討」については、ラインワークスの活用を検討しております。協議会でお時間を頂戴するのも難しいため、担当課の福祉政策課及び関係者等において、ラインワークスの活用にあたって、チーム支援者において必要な情報等について整理しつつ、まとまりしだい皆様にお知らせさせていただきます。

なお、議事ですが、次第にそって進めさせていただきます。

また、本会終了後は、あんしん狛江運営委員会が開催されますので出席される方はよろしく願いいたします。

(委員長)

それでは権利擁護小委員会の議事に移ります。

(1) **審議事項** 狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画の改定についてですが、次回、第3回委員会では市民意識調査の設問をご検討いただき、令和5

年度より計画案をご審議いただきますため、本日は、狛江市第5次地域福祉計画等策定の概要について説明するとともに、国の第二期計画の動向を踏まえ、次期成年後見制度利用促進事業計画の方向性についてご審議をお願いいたします。

【資料1-1】の1ページ、通し番号3ページをご覧ください。
計画策定に関係する例規を記載しております。

狛江市福祉基本条例第5条をご覧ください。7月25日に開催いたしました市民福祉推進委員会において、狛江市第5次地域福祉計画等の策定について、狛江市福祉基本条例第5条に基づき、市長から委員会へ諮問を行わせていただきました。

次に、4ページ、通し番号6ページ、狛江市福祉基本条例施行規則の第28条をご覧ください。小委員会への、各個別計画の付議についてですが、狛江市福祉基本条例施行規則第28条の規定により、各計画について、小委員会に付議することができるかとされております。狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画の策定に係る調査審議につきましては、本委員会に付議されましたので、ご報告させていただきます。

【資料1-2】の1ページ、通し番号9ページをご覧ください。

狛江市第5次地域福祉計画等策定の概要です。今回、令和5年度で計画期間が終了する、狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画及び狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画を改定するとともに、狛江市第1期再犯防止推進計画を新たに策定いたします。

1. のプランの構成ですが、地域福祉計画は令和6年度からの6箇年、それ以外の5計画につきましては、3箇年を計画期間として想定してございます。

2. のプランの位置付けについてですが、□の1つ目をご覧ください。あいとぴあレインボープランは狛江市第4次基本構想、狛江市前期基本計画の下位計画でございます。左の図にありますとおり、あいとぴあレインボープランは地域福祉計画と分野別の福祉に関する計画の総称でございしますが、このうち権利擁護支援及び成年後見制度利用促進に関する計画が、狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画でございます。

次に2ページ、通し番号10ページをご覧ください。

3. プランのコンセプトについてです。記載してあります。①、②、③の3つを改定に当たってのコンセプトといたします。

4. の市民意識調査の概要についてですが、4つの調査を予定してござ

います。市民一般調査、子ども市民調査、高齢者調査、障がい者等調査いずれの調査においも権利擁護支援・成年後見利用促進に関する設問を設定する予定でございます。また、市民一般調査、子ども市民調査では、オンラインアンケートを実施する予定です。

なお、「市民一般調査」の「調査対象者」ですが、資料では「18歳以上65歳未満の全市民」となっておりますが、「年齢等を拡大する」予定でございます。理由としては、他の小委員会よりご意見がございましたためです。ご意見としては「高齢者調査・障がい者等調査のそれぞれ最後に『再犯防止に関すること』という項目がございますが、高齢者調査・障がい者調査の項目として入れてしまうと、高齢者や障がい者が犯罪に関わる可能性が高いと考えている、という誤解を与えてしまう可能性があり、そのため、市民一般調査の調査対象者の年齢等を拡大し、市民一般調査において再犯防止に関する質問を盛り込むことを考えてございます。

次に4ページ、通し番号12ページをご覧ください。

5. プラン策定のフローです。

まず、市民意識調査、統計データ調査・分析を行います。分析結果を踏まえ、現状の整理、課題の抽出を行います。ここで、地域共生社会の実現に向けた指標及び指標を実現するための取組の方向性について検討をお願いいたします。その後、基本理念、基本目標をご検討いただき、最後に施策・事業等をご検討いただく予定でございます。

次に5ページ、通し番号13ページをご覧ください。

6. 計画書の構成案です。あくまでも計画書を1冊の冊子のまとめた場合の構成案でございます。6つの計画からなりますので、分冊での構成になる可能性が現時点では高いです。

次に【資料1-3】、通し番号15ページをご覧ください。

市民福祉推進委員会の令和4年度の7・8月の部分をご覧ください。先ほどもお伝えしたところでございますが、7月28日の市民福祉推進委員会で、市長から委員長に「第5次地域福祉計画の策定等」について諮問させていただきました。

次に、権利擁護小委員会の11月の部分をご覧ください。次回の第3回の委員会は、市民意識調査の調査票に関する審議を予定してございます。調査票は、国のベースとなる調査項目と市独自の調査項目を合わせたものになりますが、庁内調整を経た後、委員の皆様にはできるだけ早く情報提供し、第3回の委員会で実質的な審議ができるように進めて参ります。

その後のスケジュールですが、年末から年始にかけて1箇月の回答期間を設定し、市民意識調査を実施し、第4回の委員会にて速報値の報告が可

能であればさせていただきます。

令和5年度から3回にわたり次期の事業計画の案をご審議いただき、その後、計画案を市民福祉推進委員会に報告していただきます。10月下旬から11月初旬頃に市民福祉推進委員会から市長に中間答申をしていただく予定です。この中間答申を踏まえて、市で素案を作成し、素案について市民説明会、市民フォーラム及びパブリックコメント等の市民参加手続の中で計画に関するご意見を頂き、頂いたご意見を最終答申案に反映させていただきます。

第4回の委員会で計画の最終案をご審議頂き、それを市民福祉推進委員会に報告し、2月下旬に市民福祉推進委員会から市長に最終答申をしていただく予定としております。その後、3月に庁議での審議を経て計画を策定する予定でございます。

なお、計画書の印刷製本につきましては、令和6年度初旬を予定してございます。

狛江市第5次地域福祉計画等策定の概要についての説明は以上となります。

次に、国の第二期基本計画の動向についてですが、

【資料1-4】2ページ、通し番号18ページをご覧ください。

国の計画は令和4年度から令和8年度の5年間で期間となっております。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方、また、その下、施策の目標「成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、そして、権利擁護支援策を充実するための検討。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むこと。」は、記載のとおりとなりますが、施策については、「工程表やKPI（評価指標）を踏まえて取り組む。」ことされており、15・16ページ、通し番号31・32ページに、各施策の目標のKPI、また、令和4年度から令和8年度までの工程表が記載されております。ご審議の際には、こちらについても参考としていただければと思います。

なお、今回の第二期計画では、制度自体の見直しとして、適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきといった「必要性・補充性」の考慮や、三類型の一元化や、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、また、本人の変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき（第二期基本計画7ページ参照）といった、かなり柔軟な制度にしていくという方向性が伺えます。

以上が資料についての説明でございます。このあと、次期成年後見制度利用促進事業計画の方向性について、皆様からご意見をいただき、国の動向や社会状況の変化、いただいたご意見などを参考に、計画案の検討を進めて参りたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上になります。

(委員長)

ただいま事務局より、狛江市第2期成年後見制度利用促進事業計画の改定について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(委員)

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画ですが、通し番号19ページに「地域共生社会の実現」の図があります。この中で「権利擁護支援」について定義づけをしています。

また、今まで成年後見制度は権利侵害の回復支援という強い介入型の課題解決型の支援という位置付けというイメージが強かったのですが、第二期の計画においては、この図からもわかるように、「意思決定支援」を強調されている基本計画になっております。制度の推進ではなくて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実という、地域の取り組みの推進という位置付けになっていることも、狛江市の計画の改定の際に重要な点となります。

また、通し番号25ページの「ネットワークのイメージ図」ですが、こちらも重要な点として検討していければと思います。

従来、地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口を有する市町村において整備を進めてきましたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分ではなく、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も進めていく必要があります。そのため、中核機関だけですべてを行うのではなく、地域の相談支援機関や専門職団体、家庭裁判所などのネットワークや、都道府県の機能強化ということが、かなり明確に示されておりますので、重層的に支援体制を構築しながら行っていくというイメージを念頭に置きながら、改定について、検討できればと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

(委員)

「高齢者調査・障がい者等調査のそれぞれ最後に『再犯防止に関すること』という項目がございますが、高齢者調査・障がい者調査の項目とし

て入れてしまうと、高齢者や障がい者が犯罪に関わる可能性が高いと考えている、という誤解を与えてしまう可能性があるため、市民一般調査の調査対象者の年齢等を拡大し、市民一般調査において再犯防止に関する質問を盛り込むとのことですが、18歳から65歳の労働力人口が65歳以上を支えるっていう構図そのものが、地域共生社会の内容の中では変わってきて、誰しもというようところが大事になってきています。そもそも18歳から65歳というところに、焦点をあてるだけではなく、もう少し幅広く活躍することを考えた方がいいのかなと思います。

また、1点気になったのが、「子ども市民調査」が、小学生4年生以上、中学生3年生以下の児童生徒となっており、「市民一般調査」のところが「18歳以上」となっており、高校生が対象外となっているのはどうしてでしょうか。

また、65歳以上の高齢者調査は郵送によるアンケート、市民一般調査はオンラインアンケートと、回答してもらいやすいような工夫をされていますが、先ほどの説明にありましており、「市民一般調査」の「対象者の年齢等を拡大」した時にも、オンラインアンケートのみではなく、郵送によるアンケートも実施していただけるということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

現在、市内の小・中学校の小・中学生につきましては、全員にiPadが配布されておりますので、それを用いて子ども市民調査を行うことを想定しておりました。

また、ご指摘のとおり、現在、高校生が対象外となっておりますが、現在、狛江にラインのお友達登録を約5万人程度、ご登録をいただいております、その中には高校生の年齢層の方もいらっしゃいますので、ご指摘の部分については、再検討させていただきます。

また、調査方法ですが、オンラインで回答ができる方につきましては、オンラインにて回答していただきますが、オンラインにおいて回答いただくことが難しい方につきましては、郵送により回答していただければと考えております。

(委員)

再犯防止についてです。通しページ10・11ページの表ですが、調査時には文言は整理されると思いますが、要するに、地域生活の定着ということだと思えます。例えば、就労の問題であるとか、生活あるいは住まいの問題などがあります。非常に丁寧に行っていただきたいです。

(委員)

通し番号 24 ページの「地域連携ネットワークづくり」についてです。ページが一番下ですが、「市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。」とありますが、これは、何か具体的な動きが都道府県においてあるのでしょうか。

(委員)

この計画は全国の市町村を対象としているものです。小規模の町村に等においては、独自でネットワークをつくっていくことは困難なため、都道府県が主体的に取り組んでいくという、意味合いです。計画にもそのように記載されています。

具体的には、島しょ部への取り組みなどがあります。東京都や東京都社会福祉協議会が島しょ部に対して働きかけを行っています。

他に、狛江市においては多摩南部成年後見センターがありますが、内容によっては、5市だけで進めていけるのか、というものもあります。もう少し東京都が関わっていただきたいと思います。

(委員)

東京都や広域の連携についても、ご協力いただきながらやっていっていただければと思います。

(委員長)

他にご意見はありますか。

(委員)

先ほどのご意見に補足ですが、東京都が全て支援を行うのではなく、市町村にとって困難な部分を支援していくというところです。

(委員長)

他に質問はございますでしょうか。そうしましたら時間の関係もございますので、委員の皆様におかれましては、他にご意見等ございましたらメール等にて9月5日(月)までに事務局までご連絡ください。

(委員長)

それでは次の議事に移ります。

(2) 審議事項 あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度
利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料2-1】進捗管理報告書(案)ですが、前回、委員の皆さまからご意見をいただきたくお願い申し上げましたが、たくさんのご意見をいただきまして大変ありがとうございました。委員の皆さまからいただいたご意見及び前回の委員会後、一部事務局で内容を修正した部分がございますので、ご説明申し上げます。なお、修正点については【資料2-3】にまとめさせていただきました。

修正点は7点ほどございます。

時間の関係もございますので重要な点のみご説明させていただきます。通し番号93ページ、【資料2-3】ご覧ください。表の一番左側にNo.を記載しております。No.1から4及びNo.6ですが、中核機関が設置(体制整備)されていない中で、令和4年度中の事業実施が難しいものについては、いずれもAct欄「令和4年度に体制を整備する。」または「令和4年度に協議会にて検討する。」等とさせていただいておりましたが、「狛江市社会福祉協議会あんしん狛江に中核機関を設置した後に行う。」または、「(支援・検討会議を設置した後に)必要に応じて行う。」等と修正させていただきました。

また、通し番号96ページのNo.7、基本目標5の施策(3)・②、事業a「協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。」ですが、Act欄を当初「令和4年度は協議会で専門職団体との連携の在り方について検討する。」とさせていただいておりましたが、【新規事業】ではなく、【拡充の事業】のため、すでに勉強会での連携や9月には社会福祉士団体との連絡会を予定しており、連絡会等のような定期的な連携体制の中で必要に応じて検討していくこととし、資料に記載のとおり修正させていただきました。

なお、他に必要に応じて文言等の整理を行っております。

続いて、委員の皆さまからいただいたご意見について、通し番号71ページ以降に【資料2-1】第2章「委員会からの意見シート」としてまとめさせていただきました。

なお、「委員からの意見」欄には、皆さまからいただいた意見をそのまま記載するのではなく、他の記載事項と平仄を合わせた文言に変更させていただいております。

また、いただいたご意見のうち「進捗管理報告書に関する質問事項及び進捗管理報告書の各事業のDo欄とAct欄に関するご意見以外のもの」については、【資料2-2】通し番号87ページにまとめさせていただき、ご質問に対する対応についても記載させていただきました。

まず、【資料2-1】第2章39ページ以降の「委員会からの意見」につ

いて、ご説明申し上げます。全ての委員のご意見をご紹介することは時間の関係上難しいので、代表的な施策に係るご意見をご紹介させていただきます。

通し番号 77 ページをご覧ください。基本目標 3 の施策 (2)・①の「適切な成年後見人等候補者（親族、専門職、市民後見人、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。」に関してのご意見ですが、「支援・検討会議による仕組みづくりを進めるとともに、市民後見人の受任要件、法人後見の受任要件を定めていき、複数後見などの在り方を徐々に検討していく必要があると考える。」というご意見をいただいております。「支援・検討会議」については、社協の事業整理の中で社協が担う中核機関の機能を整理し、社協を中核機関とした上で社協のあんしん狛江において支援・検討会議を実施する予定です。令和 5 年度までは中核機関となっている市において、対象者・検討事項を限定して支援・検討会議を実施していく予定です。複数後見などの在り方についても、今後、検討してまいります。

続いて、通し番号 80 ページの基本目標 4 の施策 (1)・①の「本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。」に関してのご意見ですが、「成年後見人等が孤立しないよう、「チーム」から成年後見人等へ働きかけられる仕組みづくりが望まれる。」というご意見をいただいております。「チーム」体制の構築（仕組みづくり）については、次回、第 3 回の協議会において、チーム支援の在り方について検討し、望ましい「チーム」体制の構築について検討していきます。

続きまして、【資料 2-2】皆様からのご意見・ご質問に対する対応についてご説明させていただきます。通し番号 91 ページの上段をご覧ください。施策「狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的実施します。」について、「研修を実施することだけではなく、実務の相談対応で助言が受けられる体制や、事例を検討する場が必要ではないでしょうか。」というご意見をいただきました。対応欄にありますとおり「今後は、研修（勉強会）のみならず、相談対応力を高めるための体制についても検討が必要と考えております。」とさせていただきます。

進捗管理報告書の説明は以上です。

なお、このあと皆さまにご審議いただいたあと、追加の意見がございましたら 9 月 5 日（月）までにいただきたいと思っております。その後、追加でいただいたご意見を反映しまして、修正したものを委員長にご確認いただき、最終確定させていただきます。事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ただいま事務局より、あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)について説明がありました。ご質問等はありませんでしょうか。

(委員)

通し番号 92 ページの施策「成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。」に対するご意見「狛江市で関わった利用者が利用支援事業(報酬助成)の対象とならない事業について、東京都や国に対して問題提起をして欲しい」についてです。

狛江市の報酬助成制度は、かなり申請件数が多く、皆様、積極的に報酬助成制度を利用されていますが、国において報酬のあり方も検討されている状況の中で、92頁の意見に対する回答が「必要に応じて東京都や国に働きかけを行ってまいりたい。」となっていますが、狛江市において、現在、把握されている報酬助成制度の課題点等がありましたら、ご回答ください。

(事務局)

成年後見制度利用支援事業(報酬助成制度)につきましては、東京都等に意見を申し上げる機会がありましたら、要望としてお伝えしたいと思います。

(委員長)

それでは、時間の関係もありますので、あいとぴあレインボープラン狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画進捗管理 令和3年度報告書(案)については、追加の意見がございましたら9月5日(月)までにいただきたいと思っております。その後、本日いただきましたご意見に追加でいただいたご意見を反映しまして事務局と最終調整のうえ確定させていただきます。

(委員長)

それでは、次に狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の議事に移ります。

(1) 協議事項支援・検討会議の試行実施について

(事務局)

支援・検討会議の試行実施については、実施をするに当たり、議事内容に個人情報が含まれておりますので、本議事の公開・非公開についてお諮りいたします。

狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置及び運営に関する要綱第5条においては「その他協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、狛江市福祉基本条例施行規則第 29 条の規定により準用する規則第 24 条から第 26 条までの規定を準用する」ものとしており、狛江市福祉基本条例施行規則第 25 条第 4 項によれば、「委員会は、個人情報保護する等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる」ものとしております。そこで、本議事を非公開とすることをお諮りいたします。

また、あわせて、会議録の公開・非公開についてもお諮りしたいと思います。

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第 12 条の規定によれば、「市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない」とされております。そこで、本議事に係る会議録を非公開とすることをお諮りいたします。

【審 議】 《異議のある方なし》

それでは、異議のある方はいらっしゃいませんので、審議の結果、本議事は非公開とし、本議事に係る会議録につきましても非公開とさせていただきます。

本日はお忙しい中、傍聴者の方もいらっしゃっておりますが、恐縮ながら、ただいまの決定のとおり、議事について非公開とさせていただきますので、退出のボタンを押していただき、あるいは会場にいらっしゃる傍聴者の方にはご退席いただきますようお願いいたします。

【傍聴者退席】

【非公開 議事】

(委員長)

それでは、非公開の議事は終了しましたので、傍聴者の方は入室（会議に参加するボタンを押して）いただいかまいません。

【傍聴者入室】

【以下、公開 議事】

(委員長)

それでは次の議事に移ります。

(2) その他第3回及び第4回委員会兼協議会の開催日程等の変更について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

通し番号 97 ページ【資料 4】をご覧ください。委員の皆様には既にメールにてお知らせさせていただきましたが、次回第3回の委員会兼協議会の開催ですが、ウェブ開催を予定しております。日時は当初、11月22日（火）午後5時45分から開始とさせていただいておりましたが、令和4年11月24日（木）午後5時30分から開始に変更となりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次のページですが、第4回については、開催時間のみの変更となります。当初、午後5時45分開始とさせていただきましたが、午後5時30分開始に変更させていただきます。

続きまして、通し番号 99 ページ【資料 5】をご覧ください。令和4年度第1回の会議録（案）でございます。修正点等がございましたら9月5日（月）までに事務局にメール、電話等でご指摘いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレット作成についてですが、委託業者との作成スケジュールの関係で本日お示しが難しいため、案を作成後に9月・10月頃にメールにて、お知らせさせていただきます。ご意見等ございましたら幸いです。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長)

以上で本日準備しておりました議題はすべて終了しましたが、その他各委員から、何か議題はございますか。

ないようでしたら、本日はこれにて閉会します。

本日はありがとうございました。

（了）